

令和2年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人浜坂会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和2年11月9日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>令和元年5月29日に開催した理事会において定時評議員会の開催についての議案が決議されたが、定時評議員会の議題「任期満了に伴う新役員選出」に関して、監事の選任にあたり在任する監事の過半数の同意を得た旨が理事会議事録に記載されていない。ついては、定款施行細則に基づき適切に議事録に記載すること。（社会福祉法第43条第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第72条、定款施行細則第13条第4項）</p>	<p>次回より監事の選任を行う場合、在任する監事の過半数の同意を得て行うようにします。</p> <p>その場合、議事録に「監事選任案に関する同意書」を添付します。</p>
2	<p>令和元年5月13日に定時評議員会の開催通知を発出し、同年6月5日に定時評議員会を開催している。開催通知の発出までに理事会において評議員会の日時及び場所、評議員会の議題・議案について決議し、計算書類等（計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告）について承認を受ける必要があるが、理事会の決議及び承認が見受けられない。ついては、適切に理事会で決議及び承認すること。</p> <p>また、理事会で承認された計算書類等は定時評議員会の2週間前から主たる事務所に備え置く必要があるが、計算書類等が理事会で承認されたのは令和元年5月29日であり、定時評議員会開催の日の7日前（中6日）となっている。ついては、定時評議員会の日時を適切に設定すること（社</p>	<p>各役員に早めに日程調整をしていただく為に理事会実施前に開催通知を郵送していた。（承認前の案の日程）</p> <p>評議員会資料については、通知書とは別に配布していますので理事会承認後のものとなっています。</p> <p>今後は、日程調整に注意し、2週間以上の間隔を取るようにするとともに、開催通知についても理事会終了後に行います。</p>

	<p>会福祉法第45条の9第10項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第181条及び第182条、社会福祉法第45条の29、同法第45条の32)</p>	
3	<p>理事会への欠席が続く監事が見受けられる。については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお理事会への欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。(社会福祉法人審査基準第3の1)</p>	<p>突発的な案件が重なり、欠席が連続してしまった。</p> <p>今後は、前回止む無く欠席となった場合は、優先的に日程調整を行い、連続して欠席とならないよう努めます。</p>
4	<p>理事長及び業務執行理事の報告について、理事長及び業務執行理事が行った事項に係る報告の内容が議事録、議案書等で確認することができなかった。については、内容がわかるように報告すること。(社会福祉法第45条の16)</p>	<p>口頭報告のみのため、議事録内容が不十分であった。</p> <p>令和2年11月17日の第174回理事会より、報告書を書面にて作成し、理事会資料として配布し、報告しています。</p>